長野県警察採用募集パンフレット等制作委託業務仕様書（案）

１　委託業務名

長野県警察採用募集パンフレット等制作委託業務

２　履行期間

契約締結日から令和８年２月 20 日（金）まで

３　委託業務の基本的方針

令和８年度の警察官及び警察行政職員募集活動にあたり、パンフレット、ポスター及びチラシのデザインを一新するもの。

明るくポップなイメージで、かつインパクトを与える表現を用い、「読む」ではなく「見る」をコンセプトにし、文字による情報量は極力少なく、ＱＲコードによる動画や写真を多用することで、コンパクトかつ効果的に長野県警察の魅力を伝えるデザインとする。

また、詳細な採用情報は長野県警察採用サイト内で示し、紙媒体であるパンフレットは、サイト、ＳＮＳへ誘導するための導入、きっかけとなるツールとして使用する。

４　委託する業務の内容

⑴ パンフレット掲載内容の企画

⑵ パンフレット、ポスター及びチラシのデザイン、レイアウトの制作
（紙の規格、ページ数等含む）

⑶ パンフレット、ポスター及びチラシに掲載する写真及び動画の撮影並びに編集

⑷ キャッチコピーの制作

⑸ パンフレット、ポスター及びチラシの印刷・製本

⑹ 業務全体の企画・ディレクション

⑺ その他、委託業者の提案によるもの（任意）

５　仕様等

⑴　パンフレット

ア　規格

観音折り８頁、用紙規格はプレゼンテーションの提案内容を基に、委託者と協議の上、決定する。

イ　部数

10,000 部

⑵　ポスター

ア　規格

Ｂ２判、縦、コート紙、135kg 相当、カラー印刷、耐光インク

イ　枚数

1,900 枚

⑶ チラシ

ア　規格

Ａ４判、縦、コート紙、110kg 相当、両面印刷（表面カラー、裏面モノクロ）

イ　枚数

16,000 枚

⑷　パンフレット、ポスター及びチラシ共通事項

ア プレゼンテーションの提案内容を基に、委託者と協議を行い、制作に係るスケジュールを決定する。

イ 撮影場所については、委託者が指定する場合がある。

ウ パンフレット、ポスター及びチラシのデザインに統一性を持たせること。

エ ポスター、チラシは、令和８年度採用試験日程をデザインに組み込むこと。

オ 編集作業に際しては、委託者と緊密に連携を図り、委託者の意向に沿うものに仕上げること。校正については、委託者が校了と判断するまで実施する。

⑸　動画の撮影及び編集

モデルを起用した実写動画とする。

撮影に係る肖像権・著作権処理は委託業務に含むものとする。

映像の加工・編集、ナレーション、音楽、スーパー、テロップの挿入等の編集作業を行う。

完成までに長野県警察本部警務課警察職員採用センターによる内容確認及び修正指示を随時行う。

ア　動画の規格

(ｱ)　数量

３分程度の動画を４本以上制作とする。

(ｲ)　内容

警察業務や学校生活等の情報とする。

イ　複数年使用可能な動画とする。

ウ　動画の解像度はフルハイビジョン以上とし、画面縦横比は 16:9 とする。

６　成果物の納品

⑴　パンフレット、ポスター及びチラシ

印刷物は、長野県警察本部及び長野県下 22 警察署へ納品すること。

また、全ページのデジタルデータ（PDF）を長野県警察本部へ納品すること。

⑵　撮影した写真一式

成果物内で使用しなかった写真を含め、写真データの画像ファイル（jpg、png）データを、長野県警察本部へ納品すること。

⑶　撮影した動画データ一式

長野県警察採用サイト、YouTube、SNS 等へ掲載可能な形式（WMV、MP4 等）とする。

成果品は受託者において、知的財産権処理を済ませること。

⑷　DVD-ROM　５枚（タイトルラベル、盤面印刷を含む）

DVD-ROM は、一般的な家庭用プレイヤーでの再生及び DVD ドライブ付パソコンでの複製が可能なデータ形式とすること。

７　業務の再委託

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、業務の性質上他業者に再委託しなければならない業務及び効果の飛躍的な向上が見込めるときは、長野県警察本部長の承諾を得た上で、業務の一部を再委託することが可能である。

８　その他

⑴　本業務の実施にあたり、受託者は法令及び条例規則等を遵守し、委託者と十分調整を行うこと。

⑵　契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。

⑶　疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項や細部の事業内容については、その都度長野県警察本部警務課警察職員採用センターと協議の上、定めることとする。

⑷　制作する動画は、他社の知的所有権を侵すものではないこと。他者の知的所有権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、その損害等について賠償すること。

⑸　個人情報の保護に十分注意し、流出、損失が生じないようにすること。

⑹　受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。

⑺　契約期間中は、受託業務全般を把握し、委託者と対面またはオンラインで定期的に打ち合わせができる体制とすること。